

F A X 送 信 状

平成 22 年 11 月 17 日

財団法人 スポーツ安全協会
スポーツ安全保険事業 担当者殿

東京都江東区亀戸6-22-8-401 大田方
任意団体 好山好山旅会
副会長 高橋 和行
FAX 03-5961-1605

スポーツ安全保険の支払い対象事故についてお尋ねいたします。

表記の件につきまして、さきほどお電話いたしました高橋と申します。当会は会員数約 50 名の登山・ハイキングサークルです。長年、御協会のスポーツ安全保険の区分 C に加入させて頂いております。

今年度までは会員全員に強制的にスポーツ安全保険加入を義務づけておりましたが、来年度の申込みにあたり、加入を任意にして欲しいとの要望があがったため強制とすべきかどうか検討している次第です。

会員から任意とした場合、保険が支払われないケースが出てくるのではと疑問の声もあがっているため確認したくお電話いたしました。保険の支払い条件については下記の理解でよろしいでしょうか。

1. 5 名以上がスポーツ安全保険に加入していること。
(5 名以上の団体であっても加入者が 5 名に満たない場合は加入できない)
2. 団体管理下の団体活動であれば 1 名の下見山行での事故も支払い対象となる。
(団体管理下の団体活動とは、団体の活動計画に基づき、リーダー等の指示に従い活動しているもの、従って下見山行も計画書が必要となる)
3. 団体管理下の団体活動であれば仮に 5 人参加の活動において 4 人が未加入、1 人のみ加入者であっても、これを団体管理下の団体活動と認める。従って「この 1 人が事故に会っても支払い対象となる」。

上記の理解に間違いがないかご連絡ください。

次に支払い対象となる山行ルートについて下記の質問があがっています。

1. 雪山登山においても雪山として確立されている登山ルートでストックやアイゼン等を用いた登山での事故は保険対象になる。
但し、ピッケル等を使用した特殊な技術を要する登山ルートは保険対象外である。
2. 奥穂高岳～西穂高岳のジャンダルムルート、北穂高岳～南岳の大キレットルートは保険対象になる。
3. 要点としてはバリエーションルートと、特殊な道具（登攀用具）を使用するルートは対象外だが、一般ルートは保険対象である。

上記に対するご回答を頂きたく存じます。当方のFAX番号は 03-5961-1605 です。
よろしく願いいたします。